

川崎市立長沢中学校 PTA 活動の適正化に向けた
改革内容の詳細説明

令和4年（2022年）12月
長沢中学校 PTA 会長
佐藤 喜治

長沢中学校の全保護者の皆さま、
日頃円滑な PTA 活動にご理解・ご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、現在 PTA 本部では、「PTA 活動の適正化と活性化」に向けた取り組みを進めています。
この度、その実施に向けた背景と具体的に何を行うかの詳細資料を作成いたしました。

なるべく分かりやすく、且つ詳細で丁寧なご説明を心掛けましたので、是非一読ください。
※P2-3 はお時間のない方は飛ばしていただいても結構です。

目次

PTA のおいたち.....	2
PTA の目的と性格	3
PTA の活動.....	3
長沢中学校の PTA 活動	4-5
PTA 適正化について.....	6-7
PTA 活動活性化.....	8

1. PTA のおいたち

PTA (Parent-Teacher-Association) はアメリカで生まれたもので、その創始者はバーニー夫人 (A.M.Birney)だと言われています。

19 世紀の後半になると、アメリカは工業化や都市化が進み豊かな繁栄の時代を迎えます。

しかし物質的な豊かさとはうらはらに子どもたちを取り巻く環境は決して望ましいものではありませんでした。バーニー夫人は子どもたちがすこやかに成長していくためには、まず何よりも教育環境を整備しなければならないと考え、「母親の会」をつくり運動を進めていきました。

1897 年 (明治 30 年) 2 月 17 日、バーニー夫人はハースト夫人 (P.A.Hearst) とともに全米母親大会をワシントンで開催し、子どものすこやかな成長と教育環境の浄化を訴え、多くの提案をしました。そして全国的な組織として「全国母親協議会」(National Congress of Mothers)ができ、その活動を始めました。

その後、協議会は組織の拡充を図り、父親や教師にも参加を求め、1924 年 (大正 13 年) には「全国父母教師協議会」(National Congress of Parents and Teachers)が結成されます。

これが今日の PTA の原点と言えます。

日本の PTA は第 2 次世界大戦後に誕生しました。

戦前には学校の後援会的な性格の強い父母会や保護者会がありましたが、戦後になってアメリカの例をモデルとして PTA がつくられました。

昭和 21 年 (1946 年) 3 月に日本の教育の民主的改革のために来日していたアメリカ教育使節団が報告書を出し、その中で民主化の一つとしてアメリカの PTA を紹介し、日本でも結成することを勧奨しました。それを受け文部省は昭和 22 年 (1947 年) 3 月に「父母と先生の会～教育民主化のために～」という冊子を作成し、各都道府県知事あてに配布して、PTA づくりを奨励しました。

その結果、昭和 25 年 (1950 年) までには全国のほとんどの小・中・高校に PTA が結成されました。

アメリカで誕生した PTA は現在も教育環境改善に関心を持つ有志の任意加入となっています。

また必ずしも学校単位で組織されているわけでもありません。

日本の PTA の多くは学校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員によって学校ごとに組織されています。またアメリカ同様「児童生徒のすこやかな成長を図ること」などの活動目的に賛同する人が加入する任意団体という位置づけの団体です。

しかしながら戦前の学校後援会的な性格 (財政的・労務的援助) の団体がそのまま PTA に移行した例も多く、PTA の本来の意義が十分に理解されないまま、学校によっては全員参加や強制的な委員会活動などが行われているケースも多くみられます。

【コメント】 今回の適正化実施の原点は、まず PTA (その意義と活動) とは? を理解していただく事が大変重要と考えます。

2. PTA の目的と性格

日本において PTA の本来のあり方が十分に浸透していないということから、国の社会教育審議が「父母と先生の会のあり方について」と題した報告を行いました。

この中で「PTA は児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の郊外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である」（父母と先生のあり方について「昭和 42・6・23 社会教育審議会報告」と述べられました。

つまり、**PTA とは、子どもたちのすこやかな成長のために保護者と教師が協力し、連携を深め、互いに学びあう団体である**、と定義されました。

昭和 24 年（1949 年）6 月の社会教育法公布に伴い、PTA は同法に規定する社会教育関係団体としての取り扱いを受けることになりました。

同法の規定によれば社会教育関係団体とは、「公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」（第 10 条）であり、社会教育関係団体に対して「国および地方公共団体は、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」（第 12 条）のです。

つまり **PTA はあくまでも自主的・民主的に運営される団体**なのです。

3. PTA の活動

PTA の目的を達成するために会員相互が学習活動など必要な活動を行うこととなります。この場合の学習活動とは、単に「学ぶ」「理解する」だけではなく、その上に立った実践活動も含む広い活動を意味しています。

以下に昭和 42 年の国の社会教育審議会報告「父母と先生の会のあり方について」に記載された活動指針を掲載します。

- ・ 学校教育の理解・振興のための活動
- ・ 家庭教育の理解・振興のための活動
- ・ 校外の生活指導のための活動
- ・ 地域の教育環境の改善・充実のための活動

【コメント】 本来の意義の理解はともかく、現在の委員会活動などはこの指針に沿って構成・運営されている事がわかります。

4. 長沢中学校の PTA 活動

では、長沢中学校の PTA 活動を確認してみましょう。

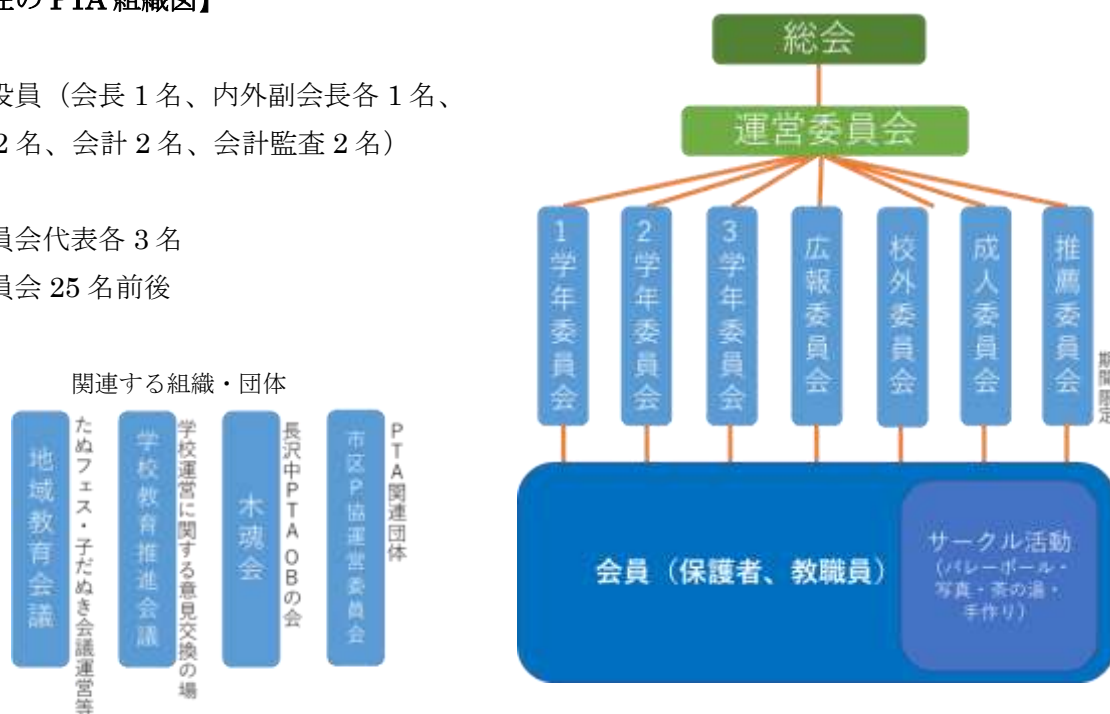
令和 4 年度（2022 年度）の長沢中学校生徒数は 520 人、世帯数は 486 世帯、教職員数は 32 人です。PTA 加入率はほぼ 100%となっています。

【現在の PTA 組織図】

本部役員（会長 1 名、内外副会長各 1 名、書記 2 名、会計 2 名、会計監査 2 名）

各委員会代表各 3 名

各委員会 25 名前後



【各委員会の活動内容】

- | | |
|---------|--|
| 運営委員会 | 各委員会代表者と本部役員、校長・教頭・教務主任参加にて月 1 回開催
学校からの連絡、PTA 活動報告（役員・各委員会からの伝達） |
| 1 学年委員会 | 定例会（8 月除く）、スクールリサイクル、ICT 学習会 |
| 2 学年委員会 | 定例会（8 月除く）、高校見学会主催、PTA 研修 |
| 3 学年委員会 | 定例会（8 月除く）、卒業記念品選定 |
| 広報委員会 | 定例会（8 月除く）、広報誌（おおとり）発行、区 P 協活動研修会 |
| 校外委員会 | 定例会（8 月除く）、体育祭パトロール、区 P 協活動研修会、地域懇談会 |
| 成人委員会 | 定例会（8 月除く）、成人学級の企画（ヨガ教室など）、区 P 協活動研修会 |
| 推薦委員会 | 9 月～ 次期 PTA 役員の選出 |
- ※学年委員会、校外委員会は地域イベントの「たぬきフェスティバル」お手伝いも参加

PTA 会費は月 360 円（年間 4,320 円）、昨年度からの繰越金は 929,432 円となっています。

（詳細な決算報告は 5 月の PTA 総会決算報告書をご参照ください）

使用用途（令和 3 年度決算報告書より） ※1 世帯当たりの支出額も参考にして下さい。

項目	節	決算額(A)	1世帯当たりの支出額(A/469)	付記
(1)運営活動費	1)会議費	35,254	75	会議用諸費用
	2)消耗品費	50,107	107	コピー、更紙、事務用品
	3)通信費	3764	8	通信費、郵送料
	4)交通費	840	2	講習、研修会参加時の交通費
	5)印刷費	60,000	128	印刷機修理代、インク代
	6)渉外費	12,500	27	他校祝い金、社会福祉協議会会費
	7)PC維持費	0	0	
	8)卒業記念品	149,853	320	卒業生へのお祝いお菓子
	9)雑費	40,600	87	役員、委員代表の運営雑費
(2)一般活動費	10)学年活動費	1年	1,210	3 除菌グッズ他
		2年	0	0
		3年	296	1 ノート代
	11)校外活動費	0	0	
	12)広報活動費	373,490	796	PTA会報印刷費
	13)成人活動費	0	0	
	14)サークル活動費	66,309	141	サークル活動補助金
	15)慶弔費	87,640	187	PTA会員の慶弔
	16)学業奨励費	0	0	
	17)学校協力費	19,213	41	ホカリスエット・消毒用品代
18)環境美化協力費	239,100	510	リフレクター代	
19)補償掛金	33,409	71	PTA総合補償制度掛金	
(3)分担金	20)分担金	91,816	196	区P協力費
(4)積立金	21)周年行事積立金	600,000	1,279	特別会計へ繰入
	22)部活奨励積立金	100,000	213	特別会計へ繰入
(5)予備費	23)予備費	5,390	11	PTA会議室用鍵付きラック
	24)特別活動費	853	2	バレーボール大会応援差入れ
合計		1,971,644	4,204	

また PTA 会費は上部組織である右図団体への分担金を支払っています。

（金額は各世帯の負担分/年額）

これらの団体に加盟することで、各種研修会への参加や単位 PTA だけでは解決できない課題解決、また教育委員会への提言や意見交換などを行う事ができます。

※近年報道などでも日 P からの退会を表明する PTA（京都や東京都など）が取りざたされています。川崎市 P 協は他県よりも研修の質や意見交換の場が多く加入メリットはあると思いますが、こちらも今後検討をしていく必要があるかも知れません。



【コメント】活動が多すぎて保護者の方が疲弊することなく、また会費の不正流用などの問題もみられず、健全な団体であると考えられます。

5. PTA 適正化について

いよいよここからが本題となります。今回の PTA 適正化改革の柱は下記 3 点です。

- ① 任意加入制（入会届、退会届、活動希望届の整備）の徹底
- ② PTA 会費の見直し
- ③ PTA 活動の活性化（子どもたちのための活動注力と保護者の学びの場とする）

長沢中学校の保護者の方は学校教育・運営方針に関してのご理解とご協力、学校行事への積極的な参加、部活動や地域校外活動の推進支援など、熱意と愛情をもって取り組まれている方が多いと感じています。また PTA 加入率もほぼ 100%と非常に高いものとなっています。

ただ、加入率が高ければよいのか？（そもそもご自身の意思で入会を決める仕組みはあるのか？）委員会活動は自主的にやりたいと思う人が楽しく出来ているのか？選出方法は適正か？会費は何となく払っているけど何に使われているのか丁寧に説明が出来ているか？などなど冒頭でご紹介した PTA 本来の趣旨に合致しているかを深く考えたときに、いくつかの疑問・課題が見えてまいりました。

また昨今、新聞報道などでも PTA のあり方についての記事がいくつか掲載されたり、川崎市の教育委員会・PTA 連絡協議会からも、今の時代に沿った形での PTA 活動の適正化や活性化のガイドラインをまとめた資料が配布され、各小中学校・高校の単体 PTA での規約・活動の点検、見直しを推進されております。

そこで今年（2022 年）5 月に PTA 本部役員内で議論を開始して、現状の把握と問題点の抽出作業を行い、理想とするあり方の目標を決めてまいりました。

I.強制加入の問題：「強制」というと戸惑われると思いますが、説明がないまま何となく当たり前のように入会をしてしまっている方が多いと思いました。

【目標】⇒PTA の趣旨と任意団体であることの丁寧な説明、入退会届の整備

II.役員・委員会強制性の問題：役員は推薦や人脈での勧誘が主で、はじめは気が重かったけどやってみたら意外と楽しくやりがいもあるという意見が出ました。

課題点は委員会代表者選出方法（立候補者がでなければくじ引き）です。

これはなかなか難しい課題でして、子どものために委員会活動をするのはやぶさかではないが、代表となると忙しい日々の中で負担が大きいので、出来れば避けたいと思われる方がやはり多いです。

【目標】⇒委員会は立候補制を確立して、誰もいなければ活動を中止する事を検討

Ⅲ. PTA 会費の用途：大きな問題（不明確な支出など）は無いという認識ですが、コロナ禍などで活動が制限されたりする中、これ本当に必要なの？という検討が薄く、前年踏襲による予算策定（もちろん PTA 総会での承認はいただいておりますが）をしている点は今後見直す必要があると考えました。

また公費（自治体から学校への予算）と私費（個人利益の私費と PTA 運営にかかわる私費）の妥当性やガイドラインに沿った運用も徹底していきたいと考えています。

【目標】⇒無駄を減らし、必要なところに予算をつける。また繰越金も発生している点から、現在の会費額が適正かを検討し、場合によっては会費を見直す。また、急な必要支出時の会員の方の承認を、IT 化を進めて迅速に判断いただく仕組みを整備する。

Ⅳ. PTA 会費の徴収方法：本来独立した任意団体の PTA 会費は学校徴収金とは別の方法で集金するのが理想です。ただ保護者の方、教職員の方の手間や負担を考えて、現在は学校徴収金と同じく銀行引き落としをさせていただいております。

法的には PTA から学校へ委託契約を交わしておりますので違法性はございません。

【目標】⇒上記内容を入会届に記載して同意署名をいただくようにする。

Ⅴ. 児童・生徒への（PTA 加入・非加入による）対応（差別などないよう）：

こちらは現在の加入率から考えて問題事象はないと考えます。

ただ加入率が減少しても、それによる生徒への対応に差別が生じることは一切いたしません。

（PTA は保護者と教職員の会ですので、生徒には差別などがあってはなりません）

※一例として卒業式の記念品や PTA 主催の催し物への参加、寄付した物品の使用など

【目標】⇒差がないのであれば入会しなくても・・・と思われぬよう PTA の趣旨を丁寧に説明させていただく。

Ⅵ. 個人情報取得の問題：

先日の総会でお配りしたように会則に「個人情報取り扱い規則」を定めています。

役員内で個人情報取り扱いの研修を実施するなど定期的に重要性を認識し、管理体制の強化に努めてまいります。

【目標】⇒現在すでにいただいておりますが、学校から PTA への個人情報閲覧同意書を全会員の方にいただく。（もちろん非会員の方の情報は一切いただきません）

【コメント】PTA が抱える問題点・課題をあえて明らかにすることで、保護者の皆様が「ではどうするべきなんだろう？」と置いていただければ何よりです。

6. PTA 活動活性化

ここまでお読みいただき有難うございます。

適正化を進めるうえで並行して行う必要があるのが、「活性化」です。

子どもたちの為に何かしたい！と PTA の趣旨にご賛同いただける方で作る組織なので、自然と活性化はするとは思う反面、その手前で入会者が激減してしまったら・・・という心配があります。

その杞憂を払拭するには活性化（活動・参加の負荷は控えめに、楽しくやりがいをもって取り組める活動を行う）が非常に重要だと考えています。

今後検討していきたいのは、

- 学級活動：学級担任と保護者が、学校の教育方針や取り組み、学級の状況や課題、家庭での子どもたちの様子や心配事などを話し合う場を設けるよう PTA としてできる事を模索します。
- 学習活動：子どもの教育に関する研修会や講演会、自己啓発の機会を提供します。
- 広報活動：これまでの PTA 広報誌「おおとり」は市のコンクールで表彰された実績があります。
継続が良いのか、新たな感覚の広報誌を作るのか、話し合っ決めていきます。
- 学校との連携・協力：子どもたちの学校生活・環境がより良いものになるため学校運営や行事に関して学校と連携した活動を行います。また会員の方の学校への質問や要望も吸いあげ、校長先生はじめ教職員の方にお伝えする場を設けていきます。
- 地域との連携・協力：地域住民の一員として子どもの校外での生活指導、教育環境の改善や充実に取り組みます。
- 父親参画：どうしても母親の活動になりがちな PTA ですが、父親にもどんどん参画していただきたいと思います。委員活動とかが無理でもサークルのような同じ趣味を持つ人たちが集まって外郭団体のようなものでも構わないと思います。

上記は一例で、要は今までやってきたから同じことを何となくやる、のではなく会員みんなでアイデアを出し合っ、出来ることをやる！というスタイルが望ましいと思っています。

【終わりに】 本来 PTA は「教師と保護者の話し合いの場、学びの場」です。

近年、仕事を持つ方が増え、平日の昼間に活動に参加することが難しい現状にあります。

PTA=活動と考えるのではなく、本来の意義を理解して子どもたちのために出来ることをできる範囲で応援していただければと思います。

今年度（令和 4 年度）の PTA 役員も全員新任で分からないことばかりです。皆さんに教えていただく事も沢山あると思っています。どうか皆さんの力を貸してください！僅か 3 年の中学校生活ですが生徒全員が笑顔で生活して成長する姿をともに見守っていきましょう。

有難うございました。